令和８年度　運営方針及び事業計画

基本理念

“ら ら ら”みんな

はるかは、「子ども、家族、地域の良きパートナーとなり、ともに生きる、ともに暮らす」日常を支える法人でありたいと願っています。

はじめに

児童相談所における児童虐待相談対応件数が依然として高水準で推移するなか、令和 4 年改正児童福祉法の全面施行から一定期間が経過した。児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業による「途切れない自立支援」の強化、および「子どもの意見表明権」を尊重した意見表明等支援事業は、制度の導入期を経て、その運用の質と実効性が問われる局面にある。また、令和 8 年 12 月からはこども性暴力防止法が施行され、各施設で性暴力防止に向けた取り組みが求められることになっている。

こうした社会的養護をとりまく状況が大きく変わりゆくなかで、はるかは、10 周年の節目を新たなスタート地点と捉え、職員の専門性向上、組織力強化、そして持続可能な法人運営を目指すための具体的な方策を事業計画とした。激動する社会情勢や福祉ニーズの変化に即応し、今後も地域における信頼される福祉拠点であり続け、全職員が一丸となって取り組んでいくために、以下の事業に取り組む。

重 点 目 標

Ⅰ　『10 歳の壁』にぶつかる

地域に愛され、選ばれる法人を目指してきた。子ども、家族、地域の良きパートナーになる努力をし認められている。それに伴い地域のニーズはより高まってきており、法人職員はそのニーズと法人の現状のずれを理解し、それに応えるべく資質の向上に努める。

1. 自己覚知
2. 他者理解
3. チームワーク

Ⅱ　安定した運営基盤の強化

法人の持続可能な運営を行うため、法人の運営体制、管理体制の強化を図ることを目的とした中長期計画に沿った仕組みづくりに努める。

Ⅲ　トータルな人材マネジメントの推進

1. 実務を通じたトレーニングの体制を整える。（0JT）
2. スーパービジョンの体制を整える。
3. 内部研修を系統立てて実施する。